

東京都交通局乗合自動車における高等学校及び大学の
通信教育課程学生への運賃割引適用基準

(令和3年4月1日)

| | |
|----------|--|
| 事務名 | 東京都交通局乗合自動車における高等学校及び大学の 通信教育課程学生への運賃割引 |
| 根拠法令等 | 東京都乗合自動車条例施行規程ほか |
| 処理機関等 | 自動車部営業課営業担当 |
| 審査基準等の内容 | 東京都乗合自動車条例施行規程ほか |
| 備考 | |

東京都乗合自動車条例施行規程（抄）

昭和40年1月9日
規程第50号

（認定学校の定義）

- 第6条 この規程において「認定学校」とは、次の各号のいずれかに該当する学校及び教育施設で、交通局から認定を受けたもの、学校教育法（昭22法26）第1条の規定による学校、児童福祉法（昭22法164）第39条の規定による保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平18法77）第2条第7項の規定による幼保連携型認定こども園並びに割引普通乗車券等を発売する対象となる学校として東日本旅客鉄道株式会社が指定した学校をいう。
- 一 学校教育法第1条の規定による学校に準ずる学校で、修業期間が1年以上で、かつ、一年の授業時間数が700時間以上のもの
 - 二 学校教育法第134条の規定による私立学校及び学校教育法によらない学校で、設立後1年以上経過し、修業期間が1年以上で、かつ、1年の授業時間数が700時間以上のもの
 - 三 学校教育法施行規則（昭22文部省令11）第105条第1項第四号、同条第2項第五号又は第156条第三号の規定により、外国の大学、大学院又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設として文部科学大臣が指定したもの
- 2 前項の認定を受けようとする学校は、その代表者から定められた申請書を提出しなければならない。また、その申請書記載事項に変更があるときは、その代表者は、直ちにこれを届け出なければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、認定学校として取り扱わないことができる。
- 一 交通局から認定学校の認定を受けた学校が、第1項各号に規定する認定条件を具備しなくなったとき。
 - 二 認定学校の代表者から学校又は教育施設を廃止する旨の届出があったとき。
 - 三 第32条に規定する在学証明書を、認定学校が使用資格者以外の者に対して発行したとき。
 - 四 前三号に掲げるもののほか、認定学校として適当でないと交通局長が認めたとき。

（特別旅客運賃）

- 第18条 次に掲げる者の旅客運賃は、普通旅客運賃の5割の額とする。
- 一 身体障害者福祉法（昭24法283）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳を所持する者（以下「身体障害者」という。）及びその介護者
 - 二 児童福祉法（昭22法164）第12条の4及び第41条から第44条までに規定する施設に救護又は保護された者で、第37条に規定する被救護者旅客運賃割引証を提出したもの（以下「被救護者」という。）及びその付添人
 - 三 療育手帳制度要綱（昭48厚生省発児156事務次官通知）に規定する療育手帳を所持する者（以下「知的障害者」という。）及びその介護者
 - 四 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭25法123）第45条第2項の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳を所持する者（以下「精神障害者」という。）及びその介護者
- 2 次に掲げる者の旅客運賃は、普通旅客運賃の8割の額とする。
- 一 放送大学学園法（平14法156）第4条第1項第一号の規定により設置された大学の全科履修生及び修士全科生であることを証する身分証明書を所持する者
 - 二 学校教育法第54条第1項又は第2項に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通信制の課程の生徒及び同法第84条に規定する通信による教育を受ける学生であることを証する身分証明書を所持する者

(通学定期乗車券、通勤通学定期乗車券及び乗継通学定期乗車券の発売)

第32条 認定学校に在学する者が、通学のため又は通学及び通勤のため常時区間及び経路を同じくして乗車する場合で、認定学校への通学者であることを証明するもの(以下「在学証明書」という。)を提示し、かつ、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、乗車区間及び乗車経路を指定して通学定期乗車券又は通勤通学定期乗車券を発売する。ただし、当該通学定期乗車券又は通勤通学定期乗車券を発売した年度内に限り、新たに通学定期乗車券又は通勤通学定期乗車券を発売する場合は、在学証明書の提示を必要としない。

2 前項の場合、通学のため二運行系統にわたる区間(東京都の免許路線の区間に限る。)を乗車する旅客には、乗継通学定期乗車券を発売する。

| 都営バス | |
|---|--------------------|
| 東京都乗合自動車普通旅客運賃割引証兼通学証明書 (通信教育学校用) | |
| 第.....号 | |
| 面接授業又は 試験期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 乗車区間 | 停留所から 停留所まで |
| 部科及び学年 | 第 学年(年次) |
| 身分証明書番号 | |
| 通学者の氏名及び年齢 | (歳) |
| 普通旅客割引率 | 2 割 |
|年.....月.....日発行 | |
| 上記のとおりであることを証します。 | |
| 学校所在地 | |
| 学 校 名 | |
| 学校代表者名 | 代表者 職 印 |

(注 意)

(1) 本割引証は、東京都乗合自動車条例施行規程第6条の各項に該当する認定学校が通信教育課程に在籍する学生又は生徒に発行したものに限り有効です。

(2) 書き換えのできない筆記具及び押印により作成してください。

(3) 記載事項を訂正及び変更した場合は、本証は無効となります。

(4) 本証は、表面に記載のある「面接授業又は試験期間」及び「通学者の氏名」に記載された学生又は生徒に限り有効です。

(5) 本証により割引運賃でご乗車の際は、運賃支払い時に乗務員へその旨をお申し出いただくと共に本証をご呈示ください。運賃支払い後にお申し出があった場合は、割引運賃の適用はできません。

(6) 本証により通学定期券又は小児定期券を発売する場合の通用期間は、記載された「面接授業又は試験期間」の末日から30日を超えることはできません。

東京都交通局

※A4版 横向き印刷設定で作成してください。